

「パートナーシップ構築宣言」

オーバーシー・チャイニーズ・バンキング・コーポレーション・リミテッド（以下、当行）は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

当行は、商品開発において顧客サービスから従業員支援、地域社会との関わりに至るまで、当社の事業活動のあらゆる側面に対し、持続可能性の取り組みを行っております。

● グリーン化の取組

当行は、お客様がより持続可能な事業慣行へ移行の支援をする目的に、融資業務におけるESGリスク管理体制を構築しております。また、気候変動対策への責任を果たすため、環境・地域社会に悪影響を与える生態系の保全に有害な影響を及ぼす活動や、現地法令に違反する場合には、これらの行為に対する資金調達活動に関与しない方針を遵守しています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引先と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、取引先の適正な利益を含み、取引先における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

取引先に対する代金は現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、取引先に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引先に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当行は、ASEAN 諸国および中華圏で包括的なサービスを提供する金融機関として、気候関連のリスクを含む持続可能性および ESG の問題に対し専門的な人材や知識を動員し、お客様と連携して長期的で持続可能な成長を達成します。

令和 7 年 10 月 8 日

オーバーシー・チャイニーズ・バンкиング・コーポレーション・リミテッド

日本における代表者 ルイ・チ・チュエン